

令和6年度 市民参画手続 実施状況詳細

【資料2-3】

番号	所管課	施策の名称	施策の概要 (策定の趣旨等)	手続区分	実施時期 (期間)	パブコメ						審議会・ワークショップ・意見交換会等										
						パブコメ周知・公表方法			参加状況			審議会・ワーク ショップ・意見交換 会等の名称	審議（協議）内容	委員構成等			公開状況			参加者の 要件 (参加対象)	参加者募集 の周知・ 広報方法	
						市民のひ ろば	必須設置箇所 以外の供覧場所等	左記以外の 周知方法	意見 提出者数	提出方法	意見 件数			総委員 数	公募委 員数	女性 委員 数	会議	会議 録	公表方法			
01	総務課 市民税課 納税課 市民課	特定個人情報保 護評価（全項目 評価書）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び15条の規定に基づき、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（特定個人情報保護評価のうち全項目評価）を、直近の実施（令和2年4月公表）から5年を経過する前に再実施するもの。	パブリック コメント	令和6年12月17日～ 令和7年1月31日	令和7年1 月号	・市民税課、納税課	・SNSでの情報提供	1人	郵送(1) 電子(0) メール(0) FAX(0) 窓口等(0)	6件											
(パブコメ) 検討結果及び反映した主な意見																						
								① 意見の趣旨等を反映し、評価書に盛り込むもの	1件													
								② 意見の趣旨等は、評価書（素案）に盛り込み済みのもの	2件													
								③ 評価書に盛り込まないもの	0件													
								④ 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	0件													
								⑤ その他要望・意見等	3件													
素案P45の3 第三者点検の②方法欄へ鹿児島市個人情報保護審議会による第三者点検者を記載すべきと思う。 ⇒第三者点検の②方法欄へ鹿児島市個人情報保護審議会による第三者点検を記載いたします。																						
02	交通政策課	第二次鹿児島市公共交通ビジョン、利便増進実施計画	地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、公共交通ビジョンを改定するとともに、官民が連携して取り組む利便増進実施計画の策定等を行う。	審議会等	令和6年4月22日 令和6年6月7日 ※書面開催 令和6年9月27日 令和7年1月17日 ※書面開催 令和7年3月18日							鹿児島市公共交通ビジョン協議会	公共交通ビジョン、利便増進実施計画の策定、変更、ビジョンの推進、評価に係る協議等	25	－ 計画策定等の 場合のみ募集	6	○	○	市HP	公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者、公安委員会、学識経験者、公共交通利用者、関係行政機関	－	
(審議会) 主な意見と取扱い																						
【主な意見】 ・評価指標と個別の施策の関連性が薄くなってきているため、タイミングを見て評価指標の内容の見直しを検討する方がよい。 ⇒次期公共交通ビジョン改定の際に考慮したい。																						
その他の手法（アンケート等）																						
				その他（アンケート方式）	令和6年9月30日～10月21日							その他の手法（アンケート等）の名称	協議（アンケート）内容	構成・送付数等			公開状況		送付対象者	参加者募集の周知・広報方法等		
														総送付数	総回答数	－	アンケート内容	集計結果			公表方法	
		公共交通に関するアンケート調査										住民の移動実態や公共交通の利用状況等について把握し、今後の交通政策の基礎資料とするため実施	6,000	1,116	－	公表予定	公表予定	計画に掲載予定（計画はHPや冊子で公表予定）	鹿児島市に在住する15～89歳の市民3000人（各世帯に調査票を2部配布）	住民基本台帳データベースから無作為抽出		
アンケートの結果と主な自由意見																						
【アンケートの結果】 ・回答者の属性は、男性42%、女性58%、年齢は60代が最も多く21%、次いで70代、50代、40代が多く、交通弱者（免許を返納、取得してない、持っているが運転しない）の割合は28%。 ・外出頻度は、平日が週2日以上で88%、土日祝が週1日以上で75%。 ・移動手段は、自動車が最も多く平日51%、休日60%、次いで路線バス、徒歩、自転車が多い。 ・公共交通の満足度は、路線バスが33%、市電が49%、鉄道が34%。 ・公共交通を利用しない理由は、自動車や徒歩、自転車等で移動できるが最も多く、次いで運行本数が少ない、駅やバス停が遠い等が多い。 ・普段利用しているバスの運行頻度は、30分に1本程度が最も多く43%、次いで1時間に1本、15分に1本が多く、運行頻度に対する満足度は36%。 ・乗継拠点に求めることは、乗継時間の短さが最も多く28%、次いで運賃が変わらないこと、待合施設が整備されていることが多く、17%が乗り継ぎはしたくないと回答。 ・幹線に求めるサービス水準としては、15分に1便が44%、30分に1便が42%。																						

番号	所管課	施策の名称	施策の概要 (策定の趣旨等)	手続区分	実施時期 (期間)	パブコメ						審議会・ワークショップ・意見交換会等									
						パブコメ周知・公表方法			参加状況			審議会・ワーク ショップ・意見交換 会等の名称	審議（協議）内容	委員構成等			公開状況			参加者の 要件 (参加対象)	参加者募集 の周知・ 広報方法
						市民のひ ろば	必須設置箇所 以外の供覧場所等	左記以外の 周知方法	意見 提出者数	提出方法	意見 件数			総委員 数	公募委 員数	女性 委員 数	会議	会議 録	公表方法		
03	交通政策課	公共交通不便地等における持続可能な公共交通手段見直し方針	公共交通不便地において日常生活の交通手段を確保するため運行しているあいばす等について、利用者が少ないなどの課題があることから、地域の実情に応じた交通手段となるよう調査検討を行い、見直し方針の策定等を行う。	審議会等	令和6年6月17日 ※書面開催 令和6年10月11日 令和7年1月30日 令和7年3月26日							鹿児島市公共交通不便地における持続可能な交通手段調査検討会	公共交通不便地等における持続可能な公共交通手段見直し方針（素案）等について	6	0	0	○	○	市HP	—	—
				(審議会) 主な意見と取扱い																	
				・地域懇話会の資料は、市が検討するための資料とは区別し、地域住民が意見を交わしやすくように内容を絞るなど、工夫して作成した方が良い。 ⇒地域懇話会における説明資料について、資料内容を整理や文字を大きくするなど、参加者が理解しやすくなる資料づくりに努めた。																	
				意見交換会	令和6年11月16日 (4地域) 令和6年11月30日 (3地域) 令和6年12月7日 (4地域)							地域懇話会	あいばすの現状・課題の共有、地域の移動ニーズ等の把握	163人参加	—	—	—	—	—	地域公共交通会議地域部会委員、公共交通不便地に係るコミュニティ協議会・地域住民	回覧板、HP、あ会議地域部会 いばすの車内掲示
				(意見交換会) 主な意見と取扱い																	
●参加者数 ・参加者数は11地域合計で163人（1地域平均14.8人） ●主な意見 ・「あいばす」では目的地までの移動に時間がかかる ・自宅からバス停までの距離が遠い ・「あいばす」のルートの見直しをしてほしい ・乗合タクシーを導入してほしい など																					
				その他（アンケート方式）	令和6年9月2日～9月17日							その他の手法（アンケート等）									
				その他の手法（アンケート等）の名称	協議（アンケート）内容	構成・送付数等			公開状況			送付対象者	参加者募集の周知・広報方法等								
						総送付数	総回答数	—	アンケート内容	集計結果	公表方法										
				公共交通不便地における交通手段に関するアンケート	地域住民の交通手段に関する意向等を把握し、公共交通不便地における持続可能な交通手段を検討するための基礎資料とするため実施	3,300	1,221		○	○	計画に掲載予定（計画はHPで公表予定）	公共交通不便地を含む地域に住む16歳以上の市民3,300人	住民基本台帳データベースから無作為抽出								
				アンケートの結果と主な自由意見																	
【アンケートの結果】 ・回答者の属性は、男性40%、女性59%、年齢は70代が最も多く24%、次いで60代、50代となっている。 ・日常的な自家用車の運転について、70歳代後半であっても約7割が運転を続けている。 ・スマートフォンについて、80歳以上の約5割が所持している。 ・外出頻度については年齢が上がるにつれて減少しているが、80歳以上でも4割弱の方が週に3、4日以上外出している。 ・外出手段について、あいばすを利用している割合が最も高いのが80歳以上で6%であり、80歳以上の25%が家族等の送迎により移動している。 ・利用を希望する交通手段として、「あいばす」の様に定時定路線の運行を希望する方が過半数を占める一方、「あいばす」を利用したことが無い方は、利用者に比べ乗合タクシーの様な事前予約制の利用を希望する割合が高い傾向がある。 ・自由意見として、あいばすのルートや便数の見直し等の利便性向上を求める声や、乗合タクシーの導入などを希望する声が寄せられた。																					

令和6年度 市民参画手続 実施状況詳細

【資料2-3】

番号	所管課	施策の名称	施策の概要 (策定の趣旨等)	手続区分	実施時期 (期間)	パブコメ						審議会・ワークショップ・意見交換会等										
						パブコメ周知・公表方法			参加状況			審議会・ワーク ショップ・意見交換 会等の名称	審議（協議）内容	委員構成等			公開状況			参加者の 要件 (参加対象)	参加者募集 の周知・ 広報方法	
						市民のひ ろば	必須設置箇所 以外の供覧場所等	左記以外の 周知方法	意見 提出者数	提出方法	意見 件数			総委員 数	公募委 員数	女性 委員 数	会議	会議 録	公表方法			
04	安心安全課	鹿児島市犯罪被害者等支援条例	犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、犯罪被害者を支援する条例を制定する。	審議会等	令和6年6月28日 令和6年8月20日 令和6年10月11日							安心安全まちづくり推進会議	・条例の骨子案 ・条例の素案 ・条例に基づく支援金等の制度の概要	19	3	4	○	○	市HP 傍聴可	公募委員：市内に住むか通勤・通学している18歳以上の入	公募委員：市民のひろば、ホームページなど	
（審議会）主な意見と取扱い ・条例に「未成年者への配慮」について規定してほしい。⇒条項に、「未成年者への配慮」について規定 ・遺族支援金の対象者を、被害者又は遺族が市民であれば可としてほしい。⇒被害者又は遺族が市民であれば支給可とした。 ・転居費用の助成制度を設けてほしい。 ⇒転居費用助成金を創設 ・性被害に遭い、転居したいが転居費用が高額である。 ⇒転居費用助成金については、性犯罪の被害者も対象者とした。																						
05	危機管理課	災害情報伝達手段の整備等に関する計画	災害時における防災情報の取得手段等に係る市民の認識や行動についてのデータを収集及び分析し、市の取組に活用するため実施するもの。	その他（アンケート方式）	令和6年7月17日～8月13日							その他の手法（アンケート等）										
													その他の手法 （アンケート等）の 名称	協議 （アンケート） 内容	構成・送付数等			公開状況			送付対象者	参加者募集 の周知・ 広報方法等
															総送付 数	総回答 数	-	アン ケー ト内 容	集計 結果	公表方法		
													災害時における防災情報収集等に係る市民意識調査	・防災情報の入手方法 ・備蓄・非常持出品の状況 ・災害時の避難方法	5,000	2,272		○	○	市HP	年齢・地域を考慮し、5,000名を対象	無作為抽出
アンケートの結果と主な自由意見																						
●アンケート結果 送付数：5,000件 回答数：2,272件（内オンライン回答663件 回答数の29.2%） 回答率：45.4% 問6 防災情報（避難情報、緊急地震速報等）を最初に知る手段 回答：緊急速報メール53.3%、テレビ25.5%、民間事業者等による防災情報通知サービス2.2%、防災行政無線の屋外スピーカー1.8%など 問14 防災行政無線の屋外スピーカー設置の必要性 回答：スマートフォンなどの情報収集手段が充実しているため、撤去してもよい14.8%、屋外スピーカーからの放送が聞き取りにくいため、撤去してもよい12.5%、災害の危険度が高い一部区域は設置を継続してほしい33.6%、現状のまま設置を継続してほしい28.2%、現状よりも設置を増やしてほしい8.4%、無回答2.4% ●自由意見 ・防災行政無線の屋外スピーカーの音声は台風や降灰、大雨時にはサッシを閉めると内容はよくわからない。 ・鹿児島市役所が放送で大雨のことを流してくるがうるさくて迷惑。スマホやTVで大雨の情報は分かるので放送しないでほしい。 ・高齢につき、携帯電話（通話のみ）スマートフォンの使い方が分からない。防災行政無線の屋外スピーカーが一番良い。 など																						

令和6年度 市民参画手続 実施状況詳細

【資料2-3】

番号	所管課	施策の名称	施策の概要 (策定の趣旨等)	手続区分	実施時期 (期間)	パブコメ						審議会・ワークショップ・意見交換会等										
						パブコメ周知・公表方法			参加状況			審議会・ワーク ショップ・意見交換 会等の名称	審議（協議）内容	委員構成等			公開状況			参加者の 要件 (参加対象)	参加者募集 の周知・ 広報方法	
						市民のひ ろば	必須設置箇所 以外の供覧場所等	左記以外の 周知方法	意見 提出者数	提出方法	意見 件数			総委員 数	公募委 員数	女性 委員 数	会議 会 議 録	公表方法				
06	吉田・喜 入・松 元・郡山 支所総務 市民課 桜島支所 桜島・東 桜島総務 市民課 地域づく り推進課	地域と共に創る まちづくりプラン	合併地域の支所において、 住民とともに策定した計画に 基づき個性豊かな地域づくりに 取り組む。	審議会等	令和6年8月1日 令和6年10月17日 令和7年3月3日							吉田支所管内の振興 に係る地域懇話会	・地域活性化計画 の策定に関するこ と ・計画に基づく事 業の推進に関する こと など	10	2	5	○	○	市HP（概要 版）	管内に居住す る満18歳以上 の人など	町内会やコミュ ニティ協議会等 を通じた周知	
												（審議会）主な意見と取扱い ○イベントは、地域外の参加者と地域住民もがともに楽しめるものであってほしい。また、地域住民と一緒に作り 上げようとする気運がさらに高まるとよい。 ○自然の豊かさなど、吉田の良さをゆっくりと感じられる催しがあってもいいのではないかと。 ○吉田で飲食をするところが少ない。子どもを連れて出かけられる飲食店や、雨が降っても遊べるところがあればよ いと思う。 ○吉田文化体育センターでの弁当販売は難しいと思うが、何か販売できれば利用者が多いので喜ばれるのではない か。 ○これまでは、行政主体でイベント等を運営してきたが、今後は、地元企業や商工会等と連携しながら、地域が主体 となって運営していく必要がある。 ○自然を活用したイベントを実施することにより、吉田の魅力を発信することができたとと思うが、一過性のもので なく参加者が継続して吉田と関わりを持てるような工夫が必要である。 一委員の意見については、プランの目標・方向性・事業の展開に可能なかぎり反映										
	審議会等	令和6年7月16日 令和6年10月31日 令和7年2月26日									桜島支所管内の振興 に係る地域懇話会	・地域活性化計画 の策定に関するこ と ・計画に基づく事 業の推進に関する こと など	9	2	5	○	○	市HP（概要 版）	管内に居住す る満18歳以上 の人など	町内会やコミュ ニティ協議会等 を通じた周知		
												（審議会）主な意見と取扱い ○桜島の椿油は特産物の一つだと思う。油単体でも価値があるが化粧品や食用品への加工など需要があるが供給が少 ない。 ○椿も含め桜島で小規模の農業をしている方は本業にはできない。加工して販売までできるようにになれば生産量を増 やせる。 ○飲食店の連携イベントは事業者主体で自走化するためのシステムを構築する必要がある。 ○島外イベント出店は桜島の魅力発信をするいい機会だが事業者個人では限界がある。島内イベントの回数を増やす など定着化するべきである。 ○デジタルの活用で利便性があがると高齢者等の生きがいにも繋がってくる。利便性と生きがいが高くなるよう な展開が出来ると思う。 ○デジタル使用に慣れてくると個々で理解できないところが違ってくる。それぞれのレベルに合わせてサポートして いく必要がある。 ○経済的な事情でデジタルに対応できない方々もいると思う。取り残さないようにするにはどうするか考えなければ ならない。 一委員の意見については、プランの目標・方向性・事業の展開に可能なかぎり反映										

令和6年度 市民参画手続 実施状況詳細

【資料2-3】

番号	所管課	施策の名称	施策の概要 (策定の趣旨等)	手続区分	実施時期 (期間)	パブコメ						審議会・ワークショップ・意見交換会等										
						パブコメ周知・公表方法			参加状況			審議会・ワーク ショップ・意見交換 会等の名称	審議（協議）内容	委員構成等			公開状況			参加者の 要件 (参加対象)	参加者募集 の周知・ 広報方法	
						市民のひ ろば	必須設置箇所 以外の供覧場所等	左記以外の 周知方法	意見 提出者数	提出方法	意見 件数			総委員 数	公募委 員数	女性 委員 数	会議 会 議 録	公表方法				
06	吉田・喜 入・松 元・郡山 支所総務 市民課 桜島支所 桜島・東 桜島総務 市民課 地域づく り推進課	地域と共に創る まちづくりプラン (前頁からの続き)	合併地域の支所において、 住民とともに策定した計画に 基づき個性豊かな地域づくりに 取り組む。	審議会等	令和6年7月17日 令和6年11月5日 令和7年2月19日							喜入支所管内の振興 に係る地域懇話会	・地域活性化計画 の策定に関するこ と ・計画に基づく事 業の推進に関する こと など	10	3	4	○	○	市HP（概要 版）	管内に居住す る満18歳以上 の人など	町内会やコミュ ニティ協議会等 を通じた周知	
				審議会等	令和6年7月30日 令和6年10月17日 令和7年2月18日							松元支所管内の振興 に係る地域懇話会	・地域活性化計画 の策定に関するこ と ・計画に基づく事 業の推進に関する こと など	10	2	4	○	○	市HP（概要 版）	管内に居住す る満18歳以上 の人など	町内会やコミュ ニティ協議会等 を通じた周知	

令和6年度 市民参画手続 実施状況詳細

【資料2-3】

番号	所管課	施策の名称	施策の概要 (策定の趣旨等)	手続区分	実施時期 (期間)	パブコメ					審議会・ワークショップ・意見交換会等											
						パブコメ周知・公表方法			参加状況		審議会・ワーク ショップ・意見交換 会等の名称	審議（協議）内容	委員構成等			公開状況			参加者の 要件 (参加対象)	参加者募集 の周知・ 広報方法		
						市民のひ ろば	必須設置箇所 以外の供覧場所等	左記以外の 周知方法	意見 提出者数	提出方法			意見 件数	総委員 数	公募委 員数	女性 委員 数	会議 録	会議 録			公表方法	
06	吉田・喜 入・松 元・郡山 支所総務 市民課 桜島支所 桜島・東 桜島総務 市民課 地域づく り推進課	地域と共に創る まちづくりプラン (前頁からの続 き)	合併地域の支所において、 住民とともに策定した計画に 基づき個性豊かな地域づくりに 取り組む。	審議会等	令和6年7月17日 令和6年10月30日 令和7年2月18日							郡山支所管内の振興 に係る地域懇話会	・地域活性化計画 の策定に関するこ と ・計画に基づく事 業の推進に関する こと など	10	2	4	○	○	市HP（概要 版）	管内に居住す る満18歳以上 の人など	町内会やコミュ ニティ協議会等 を通じた周知	
（審議会）主な意見と取扱い ○体験型コンテンツは将来性が見込めるので、宿泊体験や訪日外国人対応などの視点、自立して継続するための価格 設定の検討も必要だと思う。 ○郡山は星空がとてきれいに見えるので、夜を楽しむという視点も取り入れてはどうか。 ○既存の八重山の施設や地域団体が行っているイベントと協働することは事業の進め方や地域連携という部分でも効果 的である。 ○e-Bikeレンタサイクルは利用者が少ない。利用者を増やすための広報・イベントは必要だが、運営方法の抜本的な 見直しなどの検討も必要。 ○景観イメージアップ事業は地域住民が主体的に行う雰囲気醸成するきっかけになった点は評価できるが、植栽後 の管理が難しい点や植栽に限定していた部分は今後の課題。 ○「いんどりマルシェkoriyama」は、約1か月に渡り地域の様々な業種の事業者が連携した新たな試みという点で効果 は高く、次回以降の期待も高い。フィナーレイベントには2,500人を超える来場者があり、郡山の「いいもの」 を知ってもらう機会となることができた。なお、地域全体を会場とした期間イベントでの電子クーポンの利便性、広 報については改善が必要。 ○情報発信の地域事業者向け講習は発信力の向上という点で効果は高かった。今後は能動的に情報を発信するという 意識付けが課題。 一委員の意見については、プランの目標・方向性・事業の展開に可能なかぎり反映																						
07	こども政 策課	鹿児島市こども 計画	本市のこども・若者・子育て 当事者に関するこども施策を 更に推進するための総合的な 計画として「鹿児島市こども 計画（令和7年度から令和11 年度までの5か年計画）」を 策定するもの	パブリック コメント	令和6年12月20日～ 令和7年2月3日	令和7年1 月号	子育て支援施設など 46箇所	SNSや市政記者クラブ への情報提供 など	50人	郵送(4) 電子(26) メール(4) FAX(3) 窓口等(13)	169件											
（パブコメ）検討結果及び反映した主な意見 ① 意見の趣旨等を反映し、計画案に盛り込むもの 8件 ② 意見の趣旨等は、計画素案に盛り込み済みのもの 44件 ③ 計画案に盛り込まないもの 4件 ④ 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの 25件 ⑤ その他要望・意見等 88件 今回策定する「鹿児島市こども計画」と「鹿児島市こどもの未来応援条例」の関連について分かりやすく記載してもら いたい。 →第1章1(2)計画の位置づけに、「本計画は、条例第19条に基づき、こども基本法第10条に規定する市町村こども計画と して策定します。」としており、計画と条例の関連性について記載しているものの、ご意見の趣旨を踏まえ、さらに関 連性を分かりやすくするため、第1章1(1)策定の趣旨の25行目、「今回の「鹿児島市こども計画（以下「本計画」とい う。）」は、近年の国の動向等も踏まえ、」を、「今回の「鹿児島市こども計画（以下「本計画」という。）」は、条 例の基本理念や各主体の役割、こどもの健やかな育ちを支える取組などのほか、近年の国の動向等も踏まえ、」としま す。 (2)本計画の推進体制について、本計画の推進にあたって、行政、関連委員会など、関係団体等、市民が協力して毎年点 検評価するため、P.D.C.Aサイクル図を作り、改善を図る。 →第6章(2)本計画の推進体制において、学識経験者や保育・教育関係者、当事者である市民による子ども・子育て会議 において、毎年度計画に基づく実施状況を点検・評価し、計画の推進に反映させることとしており、それを踏まえた P.D.C.Aサイクル図を追加します。																						
				審議会等	令和6年5月15日 令和6年8月8日 令和6年11月13日 令和6年11月28日 ※書面開催 令和7年2月18日							鹿児島市子ども・子 育て会議	子ども・子育てで支 援事業計画の進行 管理や教育・保育 施設等の利用定員 の設定等に関する 審議	25	6	15	○	○	市HP	<公募委員> ①市内居住の18 歳以上の者(5 人) ②市内居住する か、通勤・通学 する16歳から19 歳の者(1人)	市民のひろば、 市HP	
（審議会）主な意見と取扱い ・こどもの意見反映については、幅広い年齢層から意見を聴いていただきたい。また、こどもの意見反映だけでな く、全体目標、施策目標の設定にも反映されると思う。 ・次期計画に「医療的ケア児」は含まれているか。 ・「環境整備」について、取組の支援体制・推進体制を整える等使い分けを行っているか。 ・オーバードーズに関する取り組みについて、何らかの対策が盛り込めないか。 ・策定後の計画について、関係機関等周知を行ってほしい。																						

令和6年度 市民参画手続 実施状況詳細

【資料2-3】

番号	所管課	施策の名称	施策の概要 (策定の趣旨等)	手続区分	実施時期 (期間)	パブコメ						審議会・ワークショップ・意見交換会等									
						パブコメ周知・公表方法			参加状況			審議会・ワークショップ・意見交換会等の名称	審議（協議）内容	委員構成等			公開状況			参加者の要件 (参加対象)	参加者募集の周知・広報方法
						市民のひろば	必須設置箇所 以外の供覧場所等	左記以外の 周知方法	意見 提出者数	提出方法	意見 件数			総委員 数	公募委 員数	女性 委員 数	会議 録	会議 録	公表方法		
08	保育幼稚園課	鹿児島市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例	令和8年4月から本格実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する基準は、各市町村において条例で定めることとされており、内閣府令の設備及び運営に関する基準に従って、本市条例を制定する。	パブリックコメント	令和6年12月20日～令和7年2月3日	令和7年1月号	・認可保育所、幼保連携型認定こども園・児童発達支援事業所 ・親子つどいの広場など695箇所	SNSや市政記者クラブへの情報提供 など	6人	郵送(5) 電子(1) メール(0) FAX(0) 窓口等(0)	40件										
						(パブコメ) 検討結果及び反映した主な意見															
						① 意見の趣旨等を反映し、条例案に盛り込むもの	2件														
						② 意見の趣旨等は、条例素案に盛り込み済みのもの	1件														
						③ 条例案に盛り込まないもの	4件														
						④ 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	6件														
						⑤ その他要望・意見等	27件														
						条例素案の1ページの1～3項目に「最低基準」とあるが、その内容を記載した方がよい。 ⇒条例素案の本市の基準全体が最低基準の素案であり、内閣府令の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」においても規定されていることから、ご意見の趣旨を踏まえ、児童福祉法に基づく最低基準として定める旨を規定することとします。 「設備の基準（調理設備に係る部分除く）」について、本市の基準は、表にした方が分かりやすい。 ⇒内閣府令の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」においても表形式で規定されていることから、ご意見の趣旨を踏まえ、該当する箇所は表形式で規定することとします。															
09	児童相談所準備室	鹿児島市児童相談所（仮称）施設整備計画	児童相談所の設計を進めるにあたり、基本構想等の考え方を念頭に、整備予定地や関係法令等を踏まえ、施設整備に関するコンセプトや方針、施設配置等を整理した施設整備計画を策定するもの。	パブリックコメント	令和6年11月26日～令和7年1月10日	令和6年12月号	・福祉館 ・子育て支援施設など65箇所	SNSのほか、関係団体や児童相談所整備予定地周辺の町内会への情報提供	30人	郵送(6) 電子(20) メール(2) FAX(2) 窓口等(0)	160件										
						(パブコメ) 検討結果及び反映した主な意見															
						① 意見の趣旨等を反映し、計画案に盛り込むもの	4件														
						② 意見の趣旨等は、計画素案に盛り込み済みのもの	32件														
						③ 計画案に盛り込まないもの	5件														
						④ 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	74件														
						⑤ その他要望・意見等	45件														
						学習室は、小学校から高校生までと考えると年齢差もあるので、2つあったほうがよい。 ⇒学習室は可動式の壁で2つに分けることができるような部屋を想定していましたが、年齢差や性別、その他事情も考慮し、計画案の部屋に加え、もう1箇所学習室を増やすこととします。 専門エリアにもブレイルームが1室あるとよいのではないかと。 ⇒相談対応において、ブレイルームの活用機会は多いことから、新たに専門エリアにもブレイルームを配置することとします。															
10	観光振興課	鹿児島市維新ふるさと館リニューアル基本計画	鹿児島市維新ふるさと館リニューアルの方向性を定めるための基本計画を策定する。	パブリックコメント	令和7年1月10日～2月18日	令和7年2月号	・鹿児島まち歩き観光ステーション ・観光交流センター ・西郷南洲顕彰館など26箇所	・市公式SNS ・鹿児島コンベンション協会への情報提供等	23人	郵送(2) 電子(21)	90件										
						(パブコメ) 検討結果及び反映した主な意見															
						① 意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	8件														
						② 意見の趣旨等は、計画（案）に盛り込み済みのもの	21件														
						③ 計画に盛り込まないもの	0件														
						④ 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	40件														
						⑤ その他要望・意見等	21件														
						歴史資料として見応えがあり楽しめますが、文字数が多く、読みがなが少ないので、子供は飽きてしまいます。英語（他言語）表記も増やしたほうが良いと思いました。 ⇒ご意見の趣旨を踏まえ、「2. リニューアル実施方針」－「（3）リニューアル実施方針」－「方針①（課題1、課題4への対応）」に外国人観光客をはじめ、子どもや若者にもわかりやすい展示とすると明記します。															

番号	所管課	施策の名称	施策の概要 (策定の趣旨等)	手続区分	実施時期 (期間)	パブコメ						審議会・ワークショップ・意見交換会等									
						パブコメ周知・公表方法			参加状況			審議会・ワーク ショップ・意見交換 会等の名称	審議（協議）内容	委員構成等			公開状況			参加者の 要件 (参加対象)	参加者募集 の周知・ 広報方法
						市民のひ ろば	必須設置箇所 以外の供覧場所等	左記以外の 周知方法	意見 提出者数	提出方法	意見 件数			総委員 数	公募委 員数	女性 委員 数	会議 録	公表方法			
11	観光振興課	桜島自然体験アクティビティ施設導入基本計画	桜島地域のにぎわい創出を図るため、観光客等が集える新たな自然体験型観光施設の導入に向けた基本計画を策定する。	パブリックコメント	令和7年1月10日～2月18日	令和7年2月号	・市民文化ホール ・かごしま水族館 ・桜島海づり公園 など32箇所	・市公式SNS ・関係コミュニティ協議会への情報提供 ・かごしま商工会への情報提供	55人	郵送(9) 電子(17) メール(2) FAX(1) 窓口等(26)	318件										
						(パブコメ) 検討結果及び反映した主な意見															
						① 意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの 5件 ② 意見の趣旨等は、計画（案）に盛り込み済みのもの 56件 ③ 計画に盛り込まないもの 0件 ④ 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの 121件 ⑤ その他要望・意見等 136件 「活火山桜島の魅力を体感し」の文言を入れてほしい。 ⇒ご意見を踏まえ、P1「1 計画の目的」の6行目に「活火山桜島の魅力を体感し、」を追記します。 その他特徴に「大規模火山爆発による溶岩原」を入れて火山活動のエネルギーをアピールしてはどうでしょうか。 ⇒ご意見を踏まえ、「大正噴火で新たに形成された溶岩地帯」と追記します。															
12	スポーツ課	鹿児島アリーナリニューアル基本計画	鹿児島アリーナリニューアルの方向性を定めるため基本計画を策定する。	パブリックコメント	令和6年5月2日～6月10日	令和6年5月号	・福祉館 ・市民文化ホール ・平川動物公園 など94箇所	市公式SNS アリーナ周辺町内会への情報提供	32人	郵送(8) 電子(24)	131件										
						(パブコメ) 検討結果及び反映した主な意見															
						① 意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの 2件 ② 意見の趣旨等は、計画（案）に盛り込み済みのもの 55件 ③ 計画に盛り込まないもの 0件 ④ 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの 30件 ⑤ その他要望・意見等 44件 「観る」スポーツについて快適な環境をつくるために、メインアリーナ内で飲食の出来るスペースや、飲食販売ブースなどが必要であるように感じます。 また、「稼ぐ力」醸成においては、主催者の搬入のしやすさや利便性の向上（持ち込み機材の軽減）につながるような会場選定のハードルを下げる魅力あるリニューアルが、誘致数本と関連してくるのではないかと考えます。 ⇒現状の計画では、全座席で飲食が出来るよう改修を検討しております。また、館内で飲食のできるラウンジも整備する予定でございますので、ご意見を踏まえ、P11に、内容を追記いたします。また、搬入口の改修など主催者にも選ばれたアリーナを目指してまいります。															
13	スポーツ課	スケートボード等専用施設基本構想	鹿児島市スケートボード等専用施設整備の方向性を定めるため基本構想を策定する。	パブリックコメント	令和6年12月17日～令和7年1月31日	令和7年1月号	・福祉館 ・市民文化ホール など96か所	市公式SNS 地元競技団体	32人	郵送(7) 電子(23) メール(2)	122件										
						(パブコメ) 検討結果及び反映した主な意見															
						① 意見の趣旨等を反映し、素案に盛り込むもの 3件 ② 意見の趣旨等は、素案に盛り込み済みのもの 17件 ③ 素案に盛り込まないもの 2件 ④ 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの 50件 ⑤ その他要望・意見等 50件 施設を作るだけではなく長く愛されるように継続的なメンテナンスも絶やさず行っていく。 ⇒施設内容に「供用開始後においても利用者が安心、安全に楽しむことができるよう、施設の修繕等を行っていきます。」を追加します。 利用料金を徴収する管理棟を明記し、その中に公衆トイレや体調を壊した人や怪我をした人の休憩室などを明記した方がよい。 ⇒施設内容に「施設利用者の利便性向上及び安全の確保のため、トイレや管理人等のスペースを備えた管理棟の設置を検討します。」を追加します。															

令和6年度 市民参画手続 実施状況詳細

【資料2-3】

番号	所管課	施策の名称	施策の概要 (策定の趣旨等)	手続区分	実施時期 (期間)	パブコメ						審議会・ワークショップ・意見交換会等																
						パブコメ周知・公表方法			参加状況			審議会・ワーク ショップ・意見交換 会等の名称	審議（協議）内容	委員構成等			公開状況			参加者の 要件 (参加対象)	参加者募集 の周知・ 広報方法							
						市民のひ ろば	必須設置箇所 以外の供覧場所等	左記以外の 周知方法	意見 提出者数	提出方法	意見 件数			総委員 数	公募委 員数	女性 委員 数	会議 会 議 録	公表方法										
14	公園緑化課	鹿児島市街路樹再生プラン	街路樹の安全性を確保し、将来にわたって緑の快適環境を継承するための計画を策定する。	パブリックコメント	令和6年12月3日～令和7年1月17日	令和6年12月号	・福祉館 ・かこしま健康の森公園 など117か所	・市公式SNS ・市政記者クラブへの情報提供	10人	郵送(1) 電子(5) 持参(4)	61件																	
																							(パブコメ) 検討結果及び反映した主な意見					
																							① 意見の趣旨等を反映し、素案に盛り込むもの 6件 ② 意見の趣旨等は、素案に盛り込み済みのもの 15件 ③ 素案に盛り込まないもの 1件 ④ 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの 9件 ⑤ その他要望・意見等 30件 「整備方針1：育成・魅力創出路線」の候補路線である「ナポリ通線」については、根による舗装の持ち上げなどにより、歩くのに不便を感じることがあるため、一部区間だけでも「適正配置」または「植替」に分類した方が良いのではないかと。 ⇒育成・魅力創出路線については、街路樹の生育状況を良好に保つとともに、居心地が良く歩きたくなる空間の創出を図るため、樹木点検等で問題があれば、根上がりの処理等を含め、きめ細やかな維持管理を行うこととしている。ご意見の趣旨を踏まえ、適宜対応の例として「根上がり対策など」を追記する。 経費削減効果の試算結果の根拠となる具体的な計算方法が分からないので、どのように算出されたのかを記載した方が良いのではないかと。 ⇒ご意見の趣旨を踏まえ、計算方法が分かる記述を盛り込む。					
																							審議会等	令和6年8月6日 令和6年10月3日 令和6年11月6日 令和7年2月6日				
(審議会) 主な意見と取扱い																												
・本プランは街路樹を介した地域や場所づくりである。彩り豊かな街路樹が生み出す空間のような基本理念になると良い。 ・整備方針として掲げている「連携」について、もちろん次の世代への継承として、教育の場との連携は重要であるが、街路樹を介した市民参画の在り方の検討を加えてみてはどうか。例えば、樹木匠らによるワークショップを開いてみるなど、大人も参加し、興味・関心が増え、理解・協力が得られるという流れになるかもしれない。																												
15	都市景観課	歴史景観エリア夜間景観基本計画	歴史景観エリアにおいて、ライトアップや街路灯などを整備することで、市民参加による新たなにぎわい創出や愛着と誇りが持てる夜間景観の形成を図ることを目的とした夜間景観の基本計画を策定する。	審議会等	令和7年1月21日 令和7年2月20日							鹿児島市景観審議会	第1回：骨子案の審議 第2回：素案の審議	7	0	3	○	○	市HP	学識経験者（法律、生活環境、都市デザイン、日本史、建築）、その他（広告経済界、色彩）	－							
													(審議会) 主な意見と取扱い															
													○第1回 ・夜間景観計画の策定においては、歴史景観エリア以外のエリアにも共通するルール等の考え方を前面に示すような構成作りへの検討をお願いしたい。 ・照明計画に対しての市民の理解を得られるよう、情報発信への工夫に配慮していただきたい。 ○第2回 ・エリア内で市の公共工事を行う際は、本計画がしっかりと踏襲されるよう、所管部署との連携の流れの構築をお願いしたい。 ・計画の目標に、計画の実施がまちづくりにもたらす効果や市民にどう関わるかということ、具体的な言葉で記載してもらいたい。 ・探勝図を計画の内容に含めるよう検討をお願いしたい。															

令和6年度 市民参画手続 実施状況詳細

【資料2-3】

番号	所管課	施策の名称	施策の概要 （策定の趣旨等）	手続区分	実施時期 （期間）	パブコメ						審議会・ワークショップ・意見交換会等											
						パブコメ周知・公表方法			参加状況			審議会・ワーク ショップ・意見交換 会等の名称	審議（協議）内容	委員構成等			公開状況			参加者の 要件 （参加対象）	参加者募集 の周知・ 広報方法		
						市民のひ ろば	必須設置箇所 以外の供覧場所等	左記以外の 周知方法	意見 提出者数	提出方法	意見 件数			総委員 数	公募委 員数	女性 委員 数	会議 録	会議 録	公表方法				
16	土地利用 調整課	鹿児島市宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の候補区域	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定する。	パブリック コメント	令和6年7月20日～8月30日	令和6年7月号	・福祉館 ・子育て支援施設 など59箇所	SNS (LINE, X, Facebook) への投稿	2人	郵送 (1) 電子 (0) メール (0) FAX (0) 窓口等 (1)	3件												
(パブコメ) 検討結果及び反映した主な意見																							
① 意見の趣旨等を反映し、素案に盛り込むもの 0件																							
② 意見の趣旨等は、素案に盛り込み済みのもの 0件																							
③ 素案に盛り込まないもの 0件																							
④ 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの 0件																							
⑤ その他要望・意見等 3件																							
17	文化財課	鹿児島市文化財保存活用地域計画	鹿児島市文化財保存活用地域計画を作成する。	審議会等	令和6年5月29日 令和6年8月9日 令和6年12月26日 令和7年3月24日							鹿児島市文化財保存活用地域計画作成協議会	鹿児島市文化財保存活用地域計画作案について	15	4	6	○	○	市HP	公募委員：市内に住む18歳以上の人	公募委員：市民のひろば（令和5年10月号）、HPなど		
(協議会) 主な意見と取扱い																							
●多くの分野で文化財保護に取り組み、また、市政の重要な政策に位置付けたい。シビックプライドの醸成を高めたい。 ⇒地域計画は様々な分野と関連する施策であり、他の施策とも連携しながら取り組んでまいります。																							
				審議会等	令和6年9月4日 令和6年12月20日 ※書面開催 令和7年3月14日							鹿児島市文化財審議会	鹿児島市文化財保存活用地域計画作案について	14	0	6	非公開	×		文化に関し、広く、かつ、高い識見を有する者			
(審議会) 主な意見と取扱い																							
●鹿児島市の地域は海外の文化の受け入れ口でもあったということをもう少し主張しても良いのではと考えます。 ⇒第3章部分に反映																							
				ワークショップ	令和6年6月5日、26日（桜島） 令和6年7月5日、25日（喜入） 令和6年8月6日、26日（松元） 令和6年9月3日、26日（郡山） 令和6年10月11日、29日（吉田） 令和6年11月7日、28日（伊敷） 令和6年12月2日、26日（吉野） 令和7年1月14日、31日（谷山北部） 令和7年2月6日、25日（谷山）							文化財（お宝）物語	地域の文化財について	277	-	-	-	×		地域の歴史や文化に興味のある方	ちらし、市HP		
(ワークショップ) 主な意見と取扱い																							
●未指定文化財の掘り起こし 地域住民から地域の文化財について教えてもらい、地域の歴史・文化のストーリーを作成する取組																							